

## 第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

### 1. 市全体に関する事項

#### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

市内全域には国指定等の文化財、県指定の文化財及び市指定の文化財として名勝及び天然記念物を除く総数が185件にのぼり、そのほとんどは歴史観光を基軸とする萩観光の資源であることから、標識や解説板などを整備し、市民をはじめ観光客に一般公開している。特に、内部を公開している文化財については、関連する史料の展示や年中無休のボランティアガイドによる案内、解説を行うとともに、四季を通して催し物を開催している。

本計画の重点区域においては、菊屋家住宅や口羽家住宅、大照院などの重要文化財（建造物）が7件、重要文化財（美術工芸品）が4件、重要有形民俗文化財が1件、萩城跡や萩城城下町、旧萩藩校明倫館などの史跡が12件、登録有形文化財2件、国選定重要伝統的建造物群保存地区が3地区の計29件となっている。

また、県指定の文化財については、旧福原家萩屋敷門や旧梨羽家書院などの有形文化財（建造物）が5件、有形文化財（美術工芸品）が9件、萩焼保持者などの無形文化財が4件、萩焼古窯跡群の史跡が1件の計19件、その他市指定の文化財については、花江茶亭や旧久保田家住宅、亨徳寺三門などの有形文化財（建造物）が16件、無形文化財が1件、玉木文之進旧宅や菊ヶ浜土塁などの史跡が14件、藍場川や吉田松陰誕生地付近などの歴史的景観保存地区が6地区の計37件となっている。

国、県、市指定の文化財を合計すると85件に及び、市全域の半数近くが重点区域に所在している。

重点区域における文化財の種別は、有形文化財（建造物）、有形文化財（美術工芸品）、無形文化財、史跡、国選定重要伝統的建造物群保存地区、歴史的景観保存地区となる。うち、30件が公共団体の所有、55件が個人や法人等の民間所有であり、それぞれの所有者が適切に維持・管理を行っている。

しかしながら、歴史的建造物については所有者の高齢化等による理由から、管理や保存が難しい状況となっている。また、建造物に係る維持管理費も所有者にとって大きな負担となっており、空家の増加等により歴史的景観を損なう恐れがある。

指定文化財については、文化財保護法に基づき、保存と活用を図る。

未指定文化財については、市内全域を網羅できるよう種類や地域別悉皆調査を進め文化財の指定等により確実な保護措置を講じ、市民や関係者との合意に基づき適切な保存活用計画の策定を進めていく。文化財指定にあたらぬ歴史的建造物も景観重要建造物や本計画に基づく歴史的風致形成建造物の指定を検討するなど、その保全と活用に努める。

保存活用計画を策定している文化財については、その基本方針、各種規制に従って適正な

保存管理を行っており、今後もこの計画に基づき保存管理を進めていく。

保存活用計画を定めていない指定文化財については、文化財保護法、山口県文化財保護条例及び萩市文化財保護条例に基づき、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為に対して、個別案件ごとに本質的価値を保全するために許可制による行為の規制を行っている。今後、より一層の保護措置を講じるため、所有者と萩市が協働して保存活用計画の策定を進めていく。

活用状況については、萩市所有の文化財は一般公開を行っている。また、個人所有の文化財は、仏像や書・絵画等および個人のプライバシー保護の観点から問題ない範囲において、基本的に公開を行っている。

民俗文化財の神楽舞や祭り等は、近年、高齢化による伝承者の減少が著しく、後継者の育成が重要課題であるため、伝承活動、後継者育成、指導者確保、保存会等の活動に対し、活動の場の提供や財政面での支援を行うとともに情報発信等の強化による普及・啓発に努め、多くの市民が伝統文化に積極的に参画できる環境づくりを推進する。

萩焼については、現在3名が保持者として認定され、その工芸技術は脈々と受け継がれている。市内には70余の窯元があり、伝統的な作家から前衛陶芸の作家までさまざまな活動を展開している。萩市では窯元に弟子入りし、作陶技術をはじめ窯の運営全般を学ぶ「萩焼陶芸大リーグ」と銘打った萩焼振興策を実施し、後継者の育成、確保に寄与している。

原材料の確保については、茅葺屋根の建造物3棟が保存されており、定期的な屋根の葺替や差茅補修が必要になる。葺材である山茅は、採取時期や採取できる量が限られ、大掛かりな葺替時には葺材料が不足するおそれがある。このため、毎年、山茅を採取・保管し、修理時の必要束数の確保に努めている。

祭礼や萩焼をはじめとする伝統産業などの伝統文化を継承するため、これらの活動を産業・地域振興と連携させる取組を推進する。

今後も、指定文化財は一般公開を行い、歴史、文化を紹介する催し物を積極的に開催するとともに、文化財の活用を内外に広く発信する。未指定の文化財については、必要に応じて復原、修理等の保護措置を講じ、所有者との合意に基づき一般公開を進める。

## (2) 文化財の修理（整備を含む）に関する方針

文化財の修理については、それを構成する部材細部に特に注意する必要がある。破損が進んで部材を大きく取り替えることがないように所有者が日常的な手入れを怠らないよう定期的な清掃・点検や関係機関への連絡等の管理体制を確立する。また、所有者の日常的な見回り等による管理を補完するため、文化財保護指導員による定期的なパトロールを実施する。

さらに、文化財の保存に影響を及ぼすことがないよう萩市は所有者と常に連携して修理計画を策定し、その価値を保全するため適切な技術指導を行うとともに必要に応じて財政支援を行う。指定文化財を復原整備する場合は、復原しようとする建造物の位置、規模、意匠、形式等について十分な諸調査を行い、文化財保護法、山口県文化財保護条例及び萩市文化財保護条例に基づき文化庁長官並びに山口県及び萩市の教育委員会の許可を受けて行う。

### (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

萩まちじゅう博物館構想に基づき、堀内地区伝統的建造物群保存地区内に文化財の保存・活用を図るための中核施設となる萩博物館を整備した。

萩博物館では、企画展示等を積極的に展開し、情報提供として「町並みウォークスルー」、「萩なんでもBOX」等を活用し情報発信を行っている。

また、文化財の各施設に案内説明板や道路へ通り名を記したプレートを埋め込み、利便性の向上を図っている。

今後は要所に文化財施設を活用した地域博物館を順次設置し、萩博物館とのネットワーク化を図り、萩の歴史を語り継ぐための情報拠点として、また萩の自然、歴史、民俗、産業、美術工芸などの分野について総合的に調査研究する「萩学」の探求拠点として活用し、文化財に対する認識や理解を深めていく。

### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

指定文化財周辺の環境を保全するために、都市計画法及び建築基準法に基づく萩市都市計画の用途地域と景観法に基づく景観計画の重点景観計画区域の設定や歴史的景観保存地区等の緩衝地帯を設け、周辺環境の保存に努める。また、安全な歩行空間を確保するため、歴史的建造物やその周辺の現状を確認し、安全性の高い効率的な周遊ルートの設定に努める。

文化財と一体となったまちづくりを推進するために、都市計画課、文化財保護課が開発行為や現状変更行為について、情報を共有し常に連携が取れる体制を構築している。

### (5) 文化財の防災に関する方針

災害の発生を未然に防ぐために日常管理を徹底し、定期的な見回りや火の後始末の確認などに常に心掛ける。また、文化財の規模、構造、配置などに応じて、防災・防火の管理者、火元責任者を決め、防災体制を整える。このほか落雷によって生じる災害から文化財を守るため、避雷設備の設置も併せて進める。火災発生に迅速に対応するため、自動火災報知設備や消防機関への通報設備を設置する。特に地方公共団体指定の文化財は、優先的に設備する。

火災が発生した場合は、初期消火活動が非常に重要であるため、取扱いが簡便な消火器や消火栓設備、動力消防ポンプ設備の設置を推進する。防災設備の整備に併せ、非常時に適切な処置がとれるよう訓練を行う。火災発見から消防機関への通報までの行動を速やかに行うための通報訓練、消火器、水バケツ、私設消火栓を使用して行う消火訓練、従業員や見学者を誘導し救出する避難訓練、これらを総合的に消防機関と合同で行う総合訓練を実施する。

文化財は日常の維持管理や防火・防犯対策のほかに、立地条件や活用方法などの点で、耐震上の問題を有するものがあるため、地震時における安全性の確保が必要となる。このため、地震時の対処方法の作成や対処訓練の実施を推進するとともに各々の文化財の耐震性能の把握に努め、必要に応じて適切な対応を図る。

また、文化財の盗難や汚損被害等に対する防犯の観点から、敷地や入り口付近に防犯に関する看板の設置や防犯訓練を行うなど、さらなる防犯対策を行う。文化財の公開を行う際に

は、監視の死角や盲点となりやすい場所を確認し、必要に応じて管理体制の見直しを行うとともに、文化財の被害を想定し、写真等により最新の記録を残すこととする。

#### (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

萩市は、文化財を大切に保存・活用し、萩にしかない宝物を次世代に確実に伝えることを宣言した萩まちじゅう博物館条例を平成16年(2004)に制定した。

この条例に基づき、文化財の保存及び活用を図るため市と市民の基本的な行動計画である萩まちじゅう博物館基本計画・行動計画を策定した。現在、市民有志で構成するNPO萩まちじゅう博物館と協働し、この基本計画・行動計画に沿って文化財の保存及び活用を図っている。また、関係民間団体と連携を図り、萩市固有の歴史を正しく理解してもらえよう、説明看板や誘導サイン等の設置、観光パンフレットや各種ホームページの充実を図る。併せて、近年増加している外国人観光客に対するインバウンド対策の強化を図る。

「文化財保護強調週間」には、文化財に親しんでもらうことを目的とした文化財の公開や史跡めぐりなどの行事を実施しており、「文化財防火デー」には、消防署、文化財所有者等の協力を得て防火訓練などの文化財防火運動を展開している。また、このような行事のほかには保存修理工事の際は、できる限り現場見学会や住民参加型のイベントを実施し、さらには広報紙等を活用して文化財情報を市民に発信するなど文化財の保存及び活用の普及・啓発を図っている。今後もNPO萩まちじゅう博物館を核にした活動や諸行事を通して文化財保護の普及・啓発に努める。

#### (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

現在、市内には160箇所のにぼる周知の埋蔵文化財包蔵地が所在している。時代別では、先史44件、古代7件、中世46件、近世52件、近代・不明が11件となり、近世の遺跡が非常に多く、また、種別として城館・城下町及び生産遺跡が88件に上り、城下町萩の特徴が窺える。江戸時代の生産遺跡としては、萩焼や小畑焼(磁器)の窯跡も包蔵地となっている。このうち、重点区域には、先史6件、古代1件、中世4件、近世18件、不明が1件、計30件が所在している。これらの包蔵地に関しては常に現況を把握するとともに、開発等に当たっては事前に協議を行うよう指導し、できる限り包蔵地を回避するなどの措置を講じ保護に努める。包蔵地該当の有無については、萩市都市計画課、建築課と常に連携し、開発行為及び建築確認申請書の書類審査による確認とともに事前協議による指導を併せて行う。

また、包蔵地の可能性のある場所については、常に注意を払い踏査や試掘調査等を実施する。包蔵地としての価値が明らかに認められる箇所については、随時、県と連携して追加決定していく。現在、包蔵地外であっても、開発等による遺構の不時発見があった場合は、できる限り相手方に理解を求め、記録保存し、重要なものについては、保存の可能性について協議する。その後、周辺を含めて随時、県と連携して包蔵地として追加決定していく。

なお、山口県教育委員会とは重要な遺構の取扱いについて、現地での指導・協議等により調整を図っている。

○周知の埋蔵文化財包蔵地 分布図（萩市全域）



## (8) 文化財の保存・活用に係る市町村の教育委員会の体制と今後の方針

萩市では、まちづくり行政と文化財保護行政との円滑な連携を図るため、文化財保護に関する事務は市長部局に補助執行させ、歴史、考古、建築、美術などの各分野から選任された委員10名で構成される萩市文化財保護審議会の事務についても市長部局が行っている。

ただし、指定文化財の指定・解除及びその保持者又は保持団体の認定・解除、指定文化財に関する萩市文化財保護審議会への諮問、補助執行させる事務に係る教育委員会規則等の制定又は改廃に関する事務、補助執行させる事務に係る法令又は条例等に基づく教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の委嘱又は任命に関する事務、文化財保護に関する事務及び萩市文化財施設の設置及び管理に関する条例に定める文化財施設の管理運営に関する事務のうち、教育委員会が特に重要と認められるものについては、教育委員会に諮らなければならないこととしている。今後もこの体制を堅持し、円滑な文化財保護行政を運営していく。

### ■文化財保護に関する事務体制

本市の文化財の保存・活用に係る事務は、萩市教育委員会より委任を受け、観光政策部文化財保護課が補助執行している。文化財保護課において、文化財の保護、文化財保護施設の管理等に関する事務を担当している。文化財保護課には、建造物の専門職員1名、発掘調査の専門職員を2名、土木の専門職員を2名、萩博物館との兼務ではあるが学芸員を1名配置しているほか、文化財保護の事務を行う事務職員を5名配置している。したがって、合計11名が同課において文化財又は世界遺産の保護に関する行政事務を行っている。また、同課には世界文化遺産室を設置しており、兼務ではあるが職員を13名配置している。

### ■萩市文化財保護審議会

萩市文化財保護条例に基づく文化財保護審議会が教育委員会に設置され、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用にに関する事項を調査・審議し、これらの事項について教育委員会に建議する。

審議会は、歴史学研究者1名、自然科学研究者2名、民俗学研究者1名、建築士1名、美術史研究者1名、考古学研究者1名、一般有識者3名の10名で構成する。

## (9) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

萩まちじゅう博物館を推進する市民団体のNPO萩まちじゅう博物館が市民活動の中核を担っている。また浜崎しっちょる会は、国選定重要伝統的建造物群保存地区である萩市浜崎の歴史的景観を守り活かすため、公開施設として整備した旧山中家住宅の管理や「浜崎伝建おたから博物館」といったイベントなどを開催し、個性豊かな魅力あるまちづくりに努めている。さらにNPO萩観光ガイド協会は、市内の文化財施設の管理を行うとともにそこを訪れる観光客に施設ガイド、観光ガイドを行っている。また、常時後継者の育成を行っている。その他にも、松下村塾をはじめとする維新の志士の旧宅が点在する旧松本村地区には「維新の里づくり協議会」が、萩城跡のある堀内地区には「NPO萩城郭保存会」が、萩市佐々並市伝統的建造物群保存地区には「萩往還佐々並どうしんてやろう会」などが次々と設立されており、地域が持つ歴史的特性をまちづくりに活かそうとする市民活動が活発に行われている。これらの活動が今後も継続的かつ活発に展開されるよう任意の団体については法人化を推進するとともに、文化財の保存に関し技術指導できる人材の養成を行う。

## 2. 重点区域に関する事項

### ①文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域には、国指定等の文化財、県指定の文化財及び市指定の文化財が85件所在している。主だった建造物や史跡は既に保存修理を実施している。

現在、重要文化財（建造物）の大照院や史跡萩城跡の保存修理工事、国選定重要伝統的建造物群保存地区の保存修理や景観の回復を展開しており、保存活用計画に基づいた長期的な事業を行っている。これらと並行して、屋根葺替等の周期的な維持修理を随時行っている。利活用については、個人所有の一部を除き、ほとんどの文化財を一般公開しており、NPOや地元町内会組織と協働して観光客への解説などを積極的に行っている。

今後、城下町萩として魅力あるまちづくりを目指すため、保護に関する総合的な基本計画を作成し、適正な保存修理・保存管理を行い、積極的な活用を図る。

また、藩政時代の遺構のみならず、歴史的に貴重な建造物などを後世に継承していくため、悉皆調査を行い、積極的に文化財として指定を進めていくとともに、復原、修理等の保存措置を講じ積極的な利活用を進めていく。

文化財の種別は、有形文化財（建造物）が30件、有形文化財（美術工芸品、民俗）が14件、無形文化財が5件、記念物の遺跡が27件、伝統的建造物群が3件、歴史的景観保存地区が6件となる。うち、29件が萩市所有、県所有が1件、55件が個人や法人等の民間所有であり、それぞれの所有者が適切に維持・管理を行っている。史跡萩城跡については、萩市が文化庁長官から管理団体の指定を受け、当該史跡の保存のため必要な管理及び復旧を行っている。

保存活用計画を策定している史跡萩城跡、史跡萩城城下町、史跡木戸孝允旧宅、史跡萩反射炉、史跡恵美須ヶ鼻造船所跡、史跡松下村塾、史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅、史跡旧萩藩校明倫館と、堀内地区・平安古地区・浜崎の国選定重要伝統的建造物群保存地区は、基本方針、各種規制に従って適正な保存管理を行っており、今後もこの計画に基づき保存管理を進めていく。

活用状況については、旧厚狭毛利家萩屋敷長屋、口羽家住宅、伊藤博文旧宅及び別邸、木戸孝允旧宅、旧久保田家住宅、玉木文之進旧宅、旧湯川家屋敷、桂太郎旧宅、旧田中別邸は、年中無休でガイド者による解説と四季を通じての展示やイベントを開催している。菊屋家住宅、熊谷家住宅は、公益財団法人を組織して、建物や庭園を公開するとともに所蔵品の展示を行い、活用を図っている。東光寺、大照院等の宗教法人についても建物や庭園の公開、所蔵品の展示とともに一般の参拝者も絶え間なく十分に活用が図られている状況にある。また、動産文化財については、彫刻や工芸品、考古資料、歴史資料等、個人の住宅での公開や萩博物館への寄託による公開活用を行っている。

住吉神社「お船謡」、玉江浦「天狗拍子」の民俗文化財は、伝承のための活動と保存会及び後継者の育成のため、財政面での支援及び普及・啓発に努める。近年は、高齢化による伝承者の減少が著しく後継者の育成は最重要課題である。

無形文化財である萩焼は、重点区域に3名が保持者として認定され、その工芸技術は脈々と受け継がれている。市内には70余の窯元があり、伝統的な作家から前衛陶芸の作家までさまざまな活動を展開している。今後は、芸術性の高い萩焼のみならず生活雑器としての活用を支援し、購買層の裾野を広げて行きたい。

このほか、文化財の保存に必要な原材料の確保として、茅葺屋根材である山茅の確保が重要である。山茅は、採取時期や採取できる量が限られることから、茅場の確保とともに採取人の育成が今後の課題となる。

未指定文化財については、市内全域を網羅できるよう種類や地域別悉皆調査を進め、文化財の指定等により確実な保護措置を講じる。

今後も指定文化財は一般公開を原則とし、萩市固有の歴史、文化を紹介する催し物を積極的に開催することによって文化財の活用を図るとともに内外に広く発信する。未指定の文化財については、必要に応じて復原、修理等の保護措置を講じ、所有者との合意に基づき一般公開を進める。

#### 【重点区域での事業】

- 〔北部重点区域〕萩反射炉保存修理事業（1）-①
- 〔北部重点区域〕恵美須ヶ鼻造船所跡保存整備事業（1）-②
- 〔北部重点区域〕萩城跡保存修理事業（1）-③
- 〔重点区域内〕重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業（1）-④
- 〔重点区域内〕文化財保護修理事業（1）-⑤

## ②文化財の修理と現状変更等に関する具体的な計画

萩市では、昭和40年代から重要文化財を中心に保存修理や整備を実施している。現在、重要文化財の大照院や史跡萩城跡の保存修理工事、国選定重要伝統的建造物群保存地区の保存修理や景観の回復を展開している。

保存修理では、文化財としての価値を損なうことなく破損した部分を修理するとともにその建造物の改変などを詳しく調べ、文化財価値をより高めるために復原整備等を行う。この時に現状を変更するための手続きが必要になる。

現状変更手続きについては、文化財保護法、山口県文化財保護条例及び萩市文化財保護条例に従い文化庁長官並びに山口県及び萩市の教育委員会の許可を受けて行う。

萩市指定の文化財については、萩市文化財保護条例に従い歴史、建築、民俗等の各分野の専門家で構成する萩市文化財保護審議会による現地視察、審議を経て行う。



また、国選定重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物については、萩市伝統的建造物群保存地区保存条例に従い伝統的建造物群保存地区保存審議会の審議を経て行う。

いずれの場合も文化財担当の専門職員が現状変更に係る痕跡調査や文献調査等により確認し歴史的な建造物の履歴を考慮しながら審査を行い、萩市教育委員会が各審議会に諮問する。特に復原整備する場合は、復原しようとする建造物の位置、規模、意匠、形式等について十分な諸調査を行い、所定の現状変更許可手続きを行う。

#### 【重点区域での事業】

- 〔北部重点区域〕萩反射炉保存修理事業（１）-①
- 〔北部重点区域〕恵美須ヶ鼻造船所跡保存整備事業（１）-②
- 〔北部重点区域〕萩城跡保存修理事業（１）-③
- 〔重点区域内〕重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業（１）-④
- 〔重点区域内〕文化財保護修理事業（１）-⑤

### ③文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

萩博物館を萩まちじゅう博物館構想のもと保存・活用を行うための中核施設として位置付け、一般公開を実施している旧久保田家住宅、木戸孝允旧宅、伊藤博文旧宅等の文化財施設を地域博物館として活用し、文化財に対する認識や理解を深めていく。

萩博物館では、動産文化財の保存と企画展示等を積極的に展開し、町筋の映像情報を手軽に見ることができる「町並みウォークスルー」、「萩なんでもBOX」等を活用した情報発信を行っている。また、文化財への理解を深めるため、各施設に案内説明板や道路へ通り名を記したプレートを埋め込み、利便性の向上を図っている。

平成24年（2012）4月に公開施設として、開館した渡辺蒿蔵旧宅では、伝統的建造物である主屋や土蔵等の内部公開を行うとともに、江向地区をより詳しく知ってもらうために、広い座敷や土蔵を活用した様々な情報展示や旧宅を活用した各種イベントを実施している。

このように文化財施設を活用した地域博物館を順次設置して萩博物館とのネットワーク化を図り、萩の歴史を語り継ぐための情報拠点として、また萩の自然、歴史、民俗、産業、美術工芸などの分野について総合的に調査研究する「萩学」の探求拠点として活用し、文化財に対する認識や理解を深めていく。

#### 【重点区域での事業】

- 〔北部重点区域〕浜崎伝建おたから博物館（３）-①
- 〔市内全域〕萩検定・子どもものしり博士検定（３）-②
- 〔市内全域〕萩まちじゅう博物館文化遺産活用事業（３）-⑤

#### ④文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

地区や地域を定めて指定している文化財の周辺部は、未指定地域であることから、指定している地区や地域の景観とは極端な差が現れることになる。

これを解消するために新築等に際しては、都市計画法及び建築基準法に基づく萩市の都市計画用途地域と景観法に基づく景観計画の重点景観計画区域の設定により規制誘導を行い良好な景観を確保するとともに、地区や地域の指定拡大や追加に努める。特に、歴史的価値の高い建造物の周辺に緩衝地帯を設け、周辺環境の保全に努める。

重点区域内における緩衝地帯的な位置付けとなる区域は、史跡萩城跡及び萩市堀内地区伝統的建造物群保存地区と史跡萩城城下町の間である萩市景観計画で指定した重点景観計画区域の今魚店金谷線沿線地区、旧松本村から小畑浦へ通ずる幹線道路沿いである土原新川線沿線地区、松陰神社や史跡伊藤博文旧宅周辺の維新の里地区である。このほか、萩市歴史的景観保存地区として、今魚店地区や堀内地区等の6地区が緩衝地帯としての機能を果たしており、引き続き適正に管理を行い、歴史的景観の保全に努める。

##### 【重点区域での事業】

- 〔重点区域全域〕ワンコイントラスト（百円信託）運動（1）-⑥
- 〔北部重点区域〕弘法寺堀内線他無電柱化事業（1）-⑦

#### ⑤文化財の防災に関する具体的な計画

萩市地域防災計画に基づき、萩市消防本部、萩市関連機関、県関連機関、地域における各消防団及び自主防災組織は、常時相互間の連携、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、市民がその有する全機能を有効に発揮して文化財並びに生命、身体及び財産を災害から保護することを推進する。

また、警報設備、消火設備、防犯設備等の設置状況や周辺環境に係る消防進入道路と消防水利、防火帯や火除地等の状況を常に把握し、防災体制をより確実なものにする。

今後の建造物保存修理工事に際しては、工事と並行して、自動火災報知設備や消防機関への通報設備を設置する工事を行う。火災が発生した場合を想定し、取扱いが簡便な消火器を設置する。さらに、落雷によって生じる災害から文化財を守るため、避雷設備の設置も併せて進める。

特に一般公開を計画している施設では、夜間は無人になるため、機械警備システムを設置する。機械警備については、人感センサーのほかに火災感知器や炎感知器を併設する。

堀内地区、平安古地区、浜崎の各伝統的建造物群保存地区及び史跡萩城城下町は、総合防災計画を策定し消火設備、避雷設備、防犯設備等を設置する。特に浜崎地区においては、町屋が密集し通りによっては道路が狭隘なため、地割りや町並み保存に影響がない範囲で、火除地及び避難場所の設定や消防道路の整備を進める。

この他に通報訓練、消火訓練、避難訓練を総合的に消防機関と合同で行う総合訓練を実施

し、併せて、人的災害に係る対応策、地震時の対処方法の作成や対処訓練を推進するとともに文化財の耐震性能の把握に努め、必要に応じて適切な対応を図る。

#### 【重点区域での事業】

- 〔重点区域内〕 重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業（１）-④
- 〔重点区域内〕 文化財保護修理事業（１）-⑤

### ⑥文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

萩市とNPO萩まちじゅう博物館の協働により、文化財保護の普及・啓発を推進している。引き続き、萩まちじゅう博物館の中核施設である萩博物館や地域博物館を管理運営するとともに文化財の再発見、その登録や管理、情報発信、活用を行い、文化財を活用した催し物、講演会、シンポジウム等を開催する。毎年11月1日から7日までの一週間は「文化財保護強調週間」であることから、この期間を活用し文化財に親しむことを目的とした文化財の公開や史跡めぐりなどの行事を実施する。

また、毎年1月26日は「文化財防火デー」である。その制定は、昭和24年（1949）1月26日に現存する世界最古の木造建造物である法隆寺の金堂が炎上し、壁画が焼損したことを契機としている。萩市においては、毎年この日を中心に、消防署や文化財所有者等の協力を得て、防火訓練などの文化財防火運動を展開しており、今後もこの運動を継続していく。

このような諸行事の開催や市報等を活用した文化財情報を市民に提供することにより、文化財保護の普及・啓発を図る。

#### 【重点区域での事業】

- 〔北部重点区域〕 浜崎伝建おたから博物館（３）-①
- 〔市内全域〕 萩検定・子どもものしり博士検定（３）-②
- 〔市内全域〕 萩ものがたり出版事業（３）-③
- 〔市内全域〕 語り部活用事業（３）-④
- 〔市内全域〕 萩まちじゅう博物館文化遺産活用事業（３）-⑤

### ⑦埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

史跡萩城跡及び萩城城下町、堀内地区伝統的建造物群保存地区を包括する範囲を、周知の埋蔵文化財包蔵地として「萩城遺跡」、「萩城城下町遺跡」に決定しているほか、重点区域内には「南園跡」、「郡司鑄造所跡」等が所在する。これらは近世の遺跡であり、地上の歴史的景観のみでなく、地下の遺構についても市の歴史的風致に欠かせないものとして保護の対象とする。新たに発見された遺構については、現地保存に努め、建造物を整備する際に発見されたその建造物に係る遺構は、遺構の価値をより高めるために露出展示や保護盛土による現地保存等の措置を講じる。

また、包蔵地の可能性のある場所には常に注意を払い、踏査や試掘調査等を実施する。包

蔵地としての価値が明らかに認められる箇所は、随時、県と連携して追加決定していく。現在包蔵地範囲外であっても、開発等により武家屋敷遺構等の不時発見があった場合は、できる限り相手方に理解を求め、記録保存し、重要なものについては保護及び保存の可能性について協議する。その後、周辺を含めて随時、県と連携して包蔵地に追加決定していく。

さらに、萩城下町絵図で把握できる町屋や武家住宅等については、可能な限り、包蔵地の決定範囲を拡大していく。

開発や整備等にあたっては、事前に試掘調査等を実施し工事によって影響を受ける範囲を最小限に留めるよう留意する。

#### 【重点区域での事業】

- 〔北部重点区域〕萩反射炉保存修理事業（１）-①
- 〔北部重点区域〕恵美須ヶ鼻造船所跡保存整備事業（１）-②
- 〔北部重点区域〕萩城跡保存修理事業（１）-③
- 〔北部重点区域〕弘法寺堀内線他無電柱化事業（１）-⑦

#### ⑧文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

NPO萩まちじゅう博物館は、萩まちじゅう博物館基本計画・行動計画に基づいた文化財の再発見やその登録、管理、活用、情報発信に取り組んでいる。

浜崎しっちょる会は、国選定重要伝統的建造物群保存地区である萩市浜崎の歴史的景観を守り活かすため、公開施設として整備した旧山中家住宅の管理や「浜崎伝建おたから博物館」といったイベントなどを開催し、個性豊かな魅力あるまちづくりに努めている。

NPO萩観光ガイド協会は、市内の文化財施設の管理を行うとともに文化財施設を訪れる観光客に施設ガイドや観光ガイドを行っている。

その他にも、松下村塾をはじめとする維新の志士の旧宅が点在する旧松本村地区には維新の里づくり協議会が、萩城跡のある堀内地区には、NPO萩城城郭保存会が、萩市佐々並市伝統的建造物群保存地区には萩往還佐々並どうしんてやろう会が次々と設立されており、地域が持つ歴史的特性をまちづくりに活かそうとする市民活動が活発に行われている。

また、各種団体により四季を通じて文化財を活用した催し物が開催されている。春には市民の協力を得て文化財建造物等の敷地内にある庭園などを見学できる「オープンガーデン」や「萩・大茶会」、夏には「萩・万灯会」、秋には萩城城下町（史跡）を中心に、着物に着替えて城下町の町並みを歩く「着物ウィーク in 萩」や竹製のランプシェードを並べて夜の観光を楽しむ「萩・竹灯路物語」、冬には萩城下町の武家屋敷、商家、町家などで江戸時代から昭和に作られた市民所有のお雛様を展示する「萩城下の古き雛たち」が開催されている。

文化財建造物は一般公開を原則としており、今後もこのことを踏襲するとともに、萩市固有の歴史、文化を紹介する催し物を市民、NPO等各種団体と協働して積極的に開催するこ

とにより、文化財の利活用を図る。

これらの活動が今後も継続的かつ活発に展開されるよう任意の団体については法人化を推進するとともに、文化財の保存に関し技術指導できる人材の養成を行う。

**【重点区域での事業】**

- 〔南部重点区域〕萩時代まつり（２）-①
- 〔北部重点区域〕萩夏まつり（２）-②
- 〔西部重点区域〕萩の和船大競漕「おしくらごう」（２）-③
- 〔南東部重点区域〕萩・万灯会（２）-④
- 〔北部重点区域〕萩・大茶会（２）-⑤
- 〔北部重点区域〕萩市伝統芸能フェスティバル（２）-⑥
- 〔南部重点区域〕萩焼まつり（２）-⑦
- 〔西部重点区域〕萩・夏みかんまつり（２）-⑧
- 〔市内全域〕地域コミュニティ組織づくり事業（２）-⑨
- 〔北部重点区域〕浜崎伝建おたから博物館（３）-①
- 〔市内全域〕萩検定・子どもものしり博士検定（３）-②
- 〔市内全域〕語り部活用事業（３）-④
- 〔市内全域〕萩まちじゅう博物館文化遺産活用事業（３）-⑤